

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の概要

稲沢市の区域について、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（以下「県条例」という。）の規定の一部を適用除外とする。

また、県条例第9条の適用除外について、適用除外となる場合を明記する。

2 改正の理由

県条例第9条（計画内容の周知等）では、一定の一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可を受けようとする者に対し、関係地域において説明会を開催すること等を義務付けている。

また、県条例第27条（適用除外）は、県条例と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定める条例を制定している市町村の区域については、規則で定める県条例の規定は適用しないとしている。

稲沢市では、「稲沢市産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例」（2019年9月20日公布、2020年4月1日施行）及び「稲沢市産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例施行規則」（2019年9月20日公布、2020年4月1日施行）を制定し、産業廃棄物等関連施設の設置又は変更をしようとする者に対し、関係地域において説明会を開催すること等を義務付けることとしている。

これを踏まえ、県条例のうち「稲沢市産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例」と重なる事項を適用除外とすることが適当であるため。

また、現行の規定では、廃棄物処理施設が市町村の境界付近にあり、関係地域が2以上の市町村にまたがる場合に、施設が設置等されない隣接市町村側では説明会を開催しなくてもよいという誤解釈がなされるおそれがあることから、県条例の適正な運用を確保するため、規則の規定を厳密な表現に改める必要があるため。

3 改正の内容

稲沢市の区域については、県条例第9条のうち産業廃棄物処理施設に係る部分を適用除外とする。

県条例第9条の規定について、法の許可に係る施設の設置場所が当該市町村の区域内である場合に限り適用除外とする。

4 施行期日

2020年4月1日（稲沢市の条例の施行と同日）

5 参考

(1) 県及び稲沢市の条例において説明会開催の対象とする施設は、次のとおり。

	一般廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設	その他
県条例	焼却施設 最終処分場	焼却施設 廃水銀等の硫化施設 廃石綿等の熔融施設 P C B 処理施設 最終処分場	—
稲沢市条例	—	上記のほか、法第15条に基づく許可が必要な施設と同じ種類の施設（法の対象規模未満も含む）	積替え保管施設 再生利用施設

(2) 現在も運用上、関係地域が2以上の市町村にまたがる場合には、隣接市町村側では県条例第9条を適用している。今回の改正は、この取り扱いを明確にすることを目的としており、従来の取り扱いを変更するものではない。

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

旧

(適用除外に係る市町村の条例等)

(適用除外に係る市町村の条例等)

第二十九条 条例第二十七条の規定で定める条例は、次の表の上欄に掲げ

第二十九条 同上

るとおりとし、これらの条例の規定に相当するものとして同条の規定に基づき規則で定める条例の規定は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例(平成十五年名古屋条例第六十八号)</p>	<p>規定の全部(条例第九条の規定にあつては、当該説明会に関する法第八条第一項等の許可に係る施設の設置の場所が名古屋市の区域内である場合に限る。)</p>
<p>豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十八年豊橋市条例第二十二号)</p>	<p>第九条(当該説明会に関する法第八条第一項等の許可に係る施設の設置の場所が豊橋市の区域内である場合に限る。)</p>
<p>瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十四年瀬戸市条例第十二号)</p>	<p>第九条(当該説明会に関する法第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可(法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。以下「産業廃棄物処理施設の設置の許可」という。)に係る施設等の設置の場所が瀬戸市の区域内である場合に限る。)</p>

<p>名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例(平成十五年名古屋条例第六十八号)</p>	<p>規定の全部</p>
<p>豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十八年豊橋市条例第二十二号)</p>	<p>第九条</p>
<p>瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成十四年瀬戸市条例第十二号)</p>	<p>第九条(法第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可(法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。以下「産業廃棄物処理施設の設置等の許可」という。)を受けようとする者に係る部分に限る。)</p>

<p>半田市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（平成二十六年半田市条例第六号）</p>	<p>第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が半田市の区域内である場合に限る。）</p>
<p>春日井市開発事業に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成十四年春日井市条例第三十号）</p>	<p>第九条（当該説明会に関する法第八条第一項等の許可に係る施設の設置の場所が春日井市の区域内である場合に限る。）</p>
<p>豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例（平成十八年豊田市条例第五号）</p>	<p>規定の全部（条例第九条の規定にあつては、当該説明会に関する法第八条第一項等の許可に係る施設の設置の場所が豊田市の区域内である場合に限る。）</p>
<p>西尾市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成三十一年西尾市条例第四号）</p>	<p>第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が西尾市の区域内である場合に限る。）</p>
<p>犬山市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成二十七年犬山市条例第四十三号）</p>	<p>第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が犬山市の区域内である場合に限る。）</p>
<p>稲沢市産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（令和元年稲沢市条例第十三号）</p>	<p>第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が稲沢市の区域内である場合に限る。）</p>

<p>半田市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（平成二十六年半田市条例第六号）</p>	<p>第九条（産業廃棄物処理施設の設置等の許可を受けようとする者に係る部分に限る。）</p>
<p>春日井市開発事業に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成十四年春日井市条例第三十号）</p>	<p>第九条</p>
<p>豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例（平成十八年豊田市条例第五号）</p>	<p>規定の全部</p>
<p>西尾市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成三十一年西尾市条例第四号）</p>	<p>第九条（産業廃棄物処理施設の設置等の許可を受けようとする者に係る部分に限る。）</p>
<p>犬山市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成二十七年犬山市条例第四十三号）</p>	<p>第九条（産業廃棄物処理施設の設置等の許可を受けようとする者に係る部分に限る。）</p>

<p>新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成二十五年新城市条例第五十三号）</p>	<p>第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が新城市の区域内である場合に限る。）</p>
<p>愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例（平成二十七年愛西市条例第三十九号）</p>	<p>第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が愛西市の区域内である場合に限る。）</p>
<p>東浦町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等に関する条例（平成二十一年東浦町条例第十二号）</p>	<p>第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が東浦町の区域内である場合に限る。）</p>
<p>美浜町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（平成二十五年美浜町条例第二十九号）</p>	<p>第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が美浜町の区域内である場合に限る。）</p>
<p>武豊町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（平成二十四年武豊町条例第十号）</p>	<p>第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が武豊町の区域内である場合に限る。）</p>
<p>設楽町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成二十五年設楽町条例第十七号）</p>	<p>第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が設楽町の区域内である場合に限る。）</p>

<p>新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成二十五年新城市条例第五十三号）</p>	<p>第九条（産業廃棄物処理施設の設置等の許可を受けようとする者に係る部分に限る。）</p>
<p>愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防に関する条例（平成二十七年愛西市条例第三十九号）</p>	<p>第九条（産業廃棄物処理施設の設置等の許可を受けようとする者に係る部分に限る。）</p>
<p>東浦町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等に関する条例（平成二十一年東浦町条例第十二号）</p>	<p>第九条（産業廃棄物処理施設の設置等の許可を受けようとする者に係る部分に限る。）</p>
<p>美浜町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（平成二十五年美浜町条例第二十九号）</p>	<p>第九条（産業廃棄物処理施設の設置等の許可を受けようとする者に係る部分に限る。）</p>
<p>武豊町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例（平成二十四年武豊町条例第十号）</p>	<p>第九条（産業廃棄物処理施設の設置等の許可を受けようとする者に係る部分に限る。）</p>
<p>設楽町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成二十五年設楽町条例第十七号）</p>	<p>第九条（産業廃棄物処理施設の設置等の許可を受けようとする者に係る部分に限る。）</p>

<p>東栄町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成二十七年東栄町条例第一号）</p>	<p>第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が東栄町の区域内である場合に限る。）</p>
<p>豊根村産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成二十九年豊根村条例第十五号）</p>	<p>第九条（当該説明会に関する産業廃棄物処理施設の設置等の許可に係る施設の設置の場所が豊根村の区域内である場合に限る。）</p>

<p>東栄町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成二十七年東栄町条例第一号）</p>	<p>第九条（産業廃棄物処理施設の設置等の許可を受けようとする者に係る部分に限る。）</p>
<p>豊根村産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成二十九年豊根村条例第十五号）</p>	<p>第九条（産業廃棄物処理施設の設置等の許可を受けようとする者に係る部分に限る。）</p>